

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、就労開始日から3ヶ月以内に、当該被採用者の自己都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

但し、当該被採用者の責に因らない解雇、甲に起因する退職、当該被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が妥当と判断される事由の場合は、この限りではないものとする。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の80%を返金
- (2) 入社後3ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の50%を返金

* 返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 (01-ユ-300885)

北海道千歳市北陽 6-3-1

ARROWS 合同会社